平成２８年（フ）第２１０６号
大阪府東大阪市加納２丁目20番13号
破産者　株式会社ミラグロス
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３０４号
大阪府八尾市山賀町２丁目33番地の６
破産者　有限会社イズル建商
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９９５号
大阪市旭区今市１丁目12番１号
破産者　日本アップタウン株式会社
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１４１号
大阪市北区西天満５丁目13番３号
破産者　株式会社ＥＡＧＬＥ．ＭＫ
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２１９号
大阪府東大阪市中石切町４丁目３番２号
破産者　有限会社ファミリードラッグハシモト
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２６８号
大阪府枚方市御殿山町11番35号
破産者　株式会社勘寿
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２６９号
大阪府枚方市渚元町26番15号
破産者　株式会社ＫＡＮＪＵ
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６４号
大阪府柏原市玉手町６番68号
破産者　有限会社松本電気工業
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
北海道小樽市幸３丁目20番６号
破産者　有限会社ハヤカワ自販
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第６７１号
東京都八王子市弐分方町691番地５
破産者　有限会社八協工業
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６７２号
東京都八王子市泉町1226番地１宮崎マンション401号
破産者　大野　浩史
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９３１号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目73番地の14
破産者　押田　一信
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９４４号
東京都町田市南町田３丁目31番18号パレドエスポワール201
破産者　造田　裕和
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９９６号
東京都府中市分梅町５丁目23番地市営第14分梅町住宅406
破産者　島野　博美
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０８４号
東京都町田市山崎町1223番地シーアイハイツＣ－1104
破産者　小塙　雄也
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５号
新潟県佐渡市羽茂本郷10番地１
破産者　有限会社薄木
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２８年（フ）第３６号
京都府舞鶴市溝尻中町25番１、商業登記簿上の本店所在地京都府舞鶴市福来145－１
破産者　株式会社石龍
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第２５０号
広島市南区東青崎町７番４号
破産者　有限会社船越タクシー
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０７号
香川県高松市出作町194番地５　ルベールハイツ101号、更正決定前の住所香川県高松市出作町194番地５　ルーベルハイツ101号
破産者　境　　俊三
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５号
愛媛県西条市三津屋東15番７
破産者　株式会社カズ
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第５７号
鹿児島県奄美市住用町大字見里15番地
破産者　株式会社ハマシン
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部